

10月から「協働のまちづくり」の推進に向けて

パブリックコメント 市民意見公募制度 を導入します

10月から「市民意見公募（パブリックコメント）制度」を導入し、市政への市民参加機会のさらなる拡充を図ります。

市民意見公募制度は市民の意見を まちづくりに活かす仕組みです

市民意見公募制度とは、市の基本的な計画や条例などの策定に際し、事前に、その目的・内容などを市ホームページ等で公表して、広く市民のみなさんから意見をいただき、より良い計画・条例づくりの参考にさせていただくというものです。また、寄せられた意見の概要とこれ

に対する市の考え方や当初の計画・条例案の修正内容も同様に、市ホームページ等を使って公表し、市としての説明責任を果たしながら、政策を形成する過程をより公平で透明なものにしていきます。

今後は、市の重要な政策について、随時市民のみなさんからの意見を募集していきます。

■問い合わせ先 行政改革課（☎ 82-1135）

市民意見公募制度で 条例をつくる

市民意見公募制度を活用して、「街かど美化条例（架空の条例です）」の制定を目指した場合を例に、その手続きの流れについて説明します。

1 市の基本的な計画案や 条例案を策定・公表



市は、「街かど美化条例」案をつくり、市民のみなさんに、その内容や目的を市ホームページ等で公表します。

2 市民のみなさんからの 意見提出



公表された「街かど美化条例」案について、市は広く市民のみなさんから意見を募集します。みなさんからの様々な意見が市に寄せられます。

3 意見の集約と検討



市は、みなさんから寄せられた意見を参考に、「街かど美化条例」案の内容を再検討し、より良い条例づくりに向けて条例案を修正していきます。

5 計画決定・条例制定へ



市民のみなさんの意見を反映した修正後の条例案をもとに、条例の制定に向けた手続きを行い、議会議決を経た後、「街かど美化条例」が制定されます。

4 意見に対する市の考え方や 修正内容を公表



市は、寄せられた意見の概要とこれに対する市の考え方や条例案の修正内容を市ホームページ等で公表します。